

議案第十七号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第三十一号）の
部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（提案理由）

地域生活支援手数料を減額する経過措置を延長する必要がある。

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 略</p> <p>2 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の杉並区事務手数料条例別表第一の二の項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の三」とする。</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 略</p> <p>2 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の杉並区事務手数料条例別表第一の二の項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の三」とする。</p> |